

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年11月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 オリオンビル

所在地 柏崎市駅前2丁目3-7

設置者 有限会社タケダほか1者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

・有限会社タケダ

（変更前）代表取締役 武田 幸子

（変更後）代表取締役 武田 泰夫

・ほか1者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）株式会社丸大ほか6者

（変更後）株式会社丸大ほか5者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

・株式会社丸大

（変更前）代表取締役 二戸 卓郎

（変更後）代表取締役 戸井 和久

・ほか2者

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

・株式会社キャンドウ

（変更前）東京都板橋区板橋3-9-7

（変更後）東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

3 変更年月日

・2(1)に関する事項

平成20年7月1日ほか

・2(2)(3)(4)に関する事項

平成26年5月26日

4 変更の理由

・2(1)に関する事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

・2(2)(3)(4)に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者、住所及びテナント変更のため

5 届出年月日

平成26年10月31日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

（なお、柏崎市産業振興部商業労政課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

平成26年11月21日から平成27年3月21日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp